

# 理美容トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>

## サロンワークと著作権

今年6月、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下 JASRAC）は全国 205 店舗の美容室に対し、BGM を利用していながら利用申請手続きをしていないとし、簡易裁判所に民事調停を申し立てました。

美容室の営業で音楽は必要不可欠ですが、営利目的での使用には注意が必要です。

**Q** 自分で買った CD を店内で BGM に使おうと思います。  
このとき、JASRAC に使用料を払わないとどうなりますか？

**A** CD を BGM として再生することは、「演奏権」の行使にあたります。  
演奏権侵害は 10 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金に処せられる  
可能性があります。（著作権法第 119 条第 1 項）

**Q** 著作権利用の手続きをせずに利用できる方法はありますか？

**A**

- ①音源提供事業者のサービスを受ける  
例) 株USEN、キャンシステム(株)
- ②テレビやラジオの番組を流す
- ③著作権フリーや、一定の利用が予め認められた素材を利用する  
例) クリエイティブ・コモンズ

音楽や映像をサロンの世界観をお客様にダイレクトに伝えるアイテムと考えると、上記3つの方法は制約も多いため、使用料を支払ってでも、自由に利用の方がストレスフリーといえるかもしれません。

営業面積	JASRAC使用料		
	年間	月間	1曲当たり
500㎡まで(約151坪)	6,000円	1,200円	2円
1,000㎡まで(約302坪)	10,000円	2,000円	3円



当社ホームページで、トピックスバックナンバー、理美容税務Q&A、理美容経営情報を掲載しています。  
ぜひご覧いただき、お知り合いの方にもご紹介下さい。

<http://hasegawakaikei.com/beauty/topics/>